

東方学院松江校組織・運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人中村元記念館東洋思想文化研究所（以下「この法人」という）定款第51条第2項に基づき、東方学院松江校（以下「松江校」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(所在地)

第2条 松江校の主たる教室をこの法人の所在地に置く。

(組織)

第3条 松江校に、事務局を置き、事務局はこの法人の事務局が兼ねる。

(管理運営)

第4条 松江校は、この法人が企画・管理運営する。

- 2 前項に関わらず、以下に定める教務は中村元記念館東洋思想文化研究所組織・運営規程 第10条に定める教務委員会の議を経て中村元記念館東洋思想文化研究所（以下「研究所」という）所長が行う。
 - (1) 本規程第7条に定める事業の講師の選定及び委嘱
 - (2) ガイダンスに関する事
 - (3) 講師説明会に関する事
 - (4) その他この法人の理事長・研究所所長が必要と認めた事項
- 3 前項以外の教務はこの法人が行う。

(連携)

第5条 松江校の運営に関しては、**公益財団法人**中村元東方研究所・東方学院（以下「東方学院」という）と連携しながら行う。

(松江校の長)

第6条 松江校の長は、中村元記念館館長とする。

- 2 松江校の長は非常勤とする。

(事業)

第7条 松江校は、以下の事業を行う。

- (1) 定期講義および集中講義
- (2) その他この法人が企画・実施する講座

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、この法人の理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、この法人の理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成29年5月24日から施行する。